

- ◆特別徴収となるかたは、保険料額決定通知書と10月以降の年金支給月ごとに天引きさせていただく額を通知します。

#### 特別徴収の徴収月

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
4月	6月	8月	10月	12月	2月

#### 特別徴収額の算定方法

$$\boxed{\text{10月・12月・2月の年金天引き予定額}} = \boxed{\text{平成23年度決定保険料額}} - \boxed{\text{4月・6月・8月の年金天引き額}}$$

- ◆普通徴収となるかたは、保険料額決定通知書及び納付書を送付します。

#### 普通徴収の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

- ◆納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます

口座振替への変更をご希望の方は申請が必要です。（すでに変更の申請をされた方や引き続き年金天引きを希望される場合は申請の必要はありません）

なお、申請の時期により、口座振替への変更時期が異なります。

## 後期高齢者健康診査について

### 平成23年6月下旬に受診券等を後期高齢者医療広域連合から送付します

- 目的 生活習慣病（糖尿病など）の早期発見のため
- 対象者 平成23年8月31日までに被保険者になられるかた
- 受診期間 平成23年7月から平成23年11月までの間
- 受診場所 病院・診療所など
- 受診方法 6月下旬に送付する受診券等をご覧ください。
- 自己負担額 住民税課税世帯のかた 500円  
住民税非課税世帯のかた 200円

※平成23年5月～8月に被保険者になられるかたには、平成23年8月以降に順次受診券を送付します。

## 後期高齢者医療費通知について

### 平成24年3月下旬に医療費通知を後期高齢者医療広域連合から送付します

- 目的 実際にかった医療費の総額（10割）をお知らせし、ご自身で内容を確認していただき、医療と健康に対する意識を高めていただき、今後の健康管理にお役立ていただくため
- 対象者 平成23年1月1日から平成23年12月31日の1年間に療養を受けられた方
- 不要な方 医療費通知を不要とされる方は、平成24年1月31日までに下記のお問合せ先にご連絡下さい

#### 問い合わせ先

三重県後期高齢者医療広域連合事業課 被保険者証・保険料関係 059-221-6883  
健康診査・医療費通知関係 059-221-6884  
朝日町保険福祉課 377-5659